

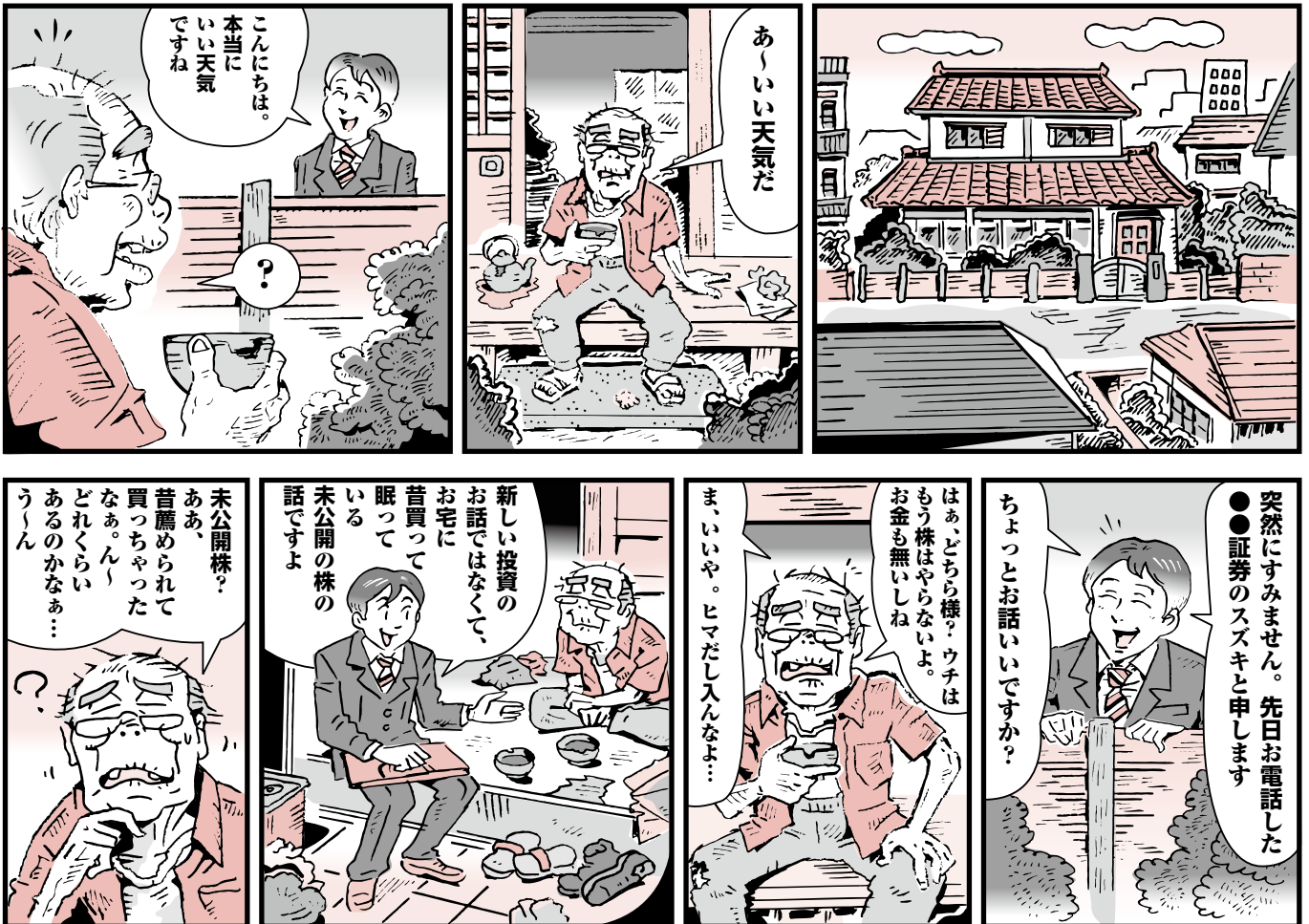
# わたしは ダメサレナイ!!

## 第17話 家乗っ取り詐欺(未公開株買取りの不履行)

●監修 樋山 昌子 (ひやま・まさこ)

東京都消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか？ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫!」なんて甘く考えてはいませんか？実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。



突然にすみません。先日お電話した  
●証券のスズキと申します

ちよっとお話いいですか？

はあ、どちら様？ウチはもう株はやらないよ。お金も無いしね

新しい投資のお話ではなくて、お宅に普買って眠っている未公開の株の話ですよ

未公開株？  
ああ、勧められて買ったやつな。どれくらいあるのかなあ...  
うーん

一人暮らしの高齢者に被害が及ぶ、  
住まいが乗っ取られる詐欺が急増中

現在おもに首都圏で、独居老人の持ち家を狙った詐欺が増加しています。  
悪質業者は、未公開株を購入したお年寄りに株を買い取るという甘言で近づいてきます。被害に遭う方の中には認知症を患っているお年寄りの方も少なくありません。

### ポイント1

狙われるのは、資産のありそうな一人暮らしのお年寄り

悪質業者は、資産価値の高そうな家に住む一人暮らしのお年寄りに目を付け、「処分に困っている未公開株はないですか」などと電話してきます。狙われているのは、連絡不能になった発行会社の未公開株などを多く所有し、高額な損失を被ったお年寄りです。こうした未公開株を、さも親切に買い取るかのように近づき、損失を取り戻したいというお年寄りの心のスキにつけ入ってきます。

独居老人宅を訪問した悪質業者はすぐに家に上り込み、室内の様子や会話の内容から、そのお年寄りの理解力や、判断力を探ります。また、お年寄りの近くに、家族や親戚などと相談できる立場の人がいるかどうか聞き出します。

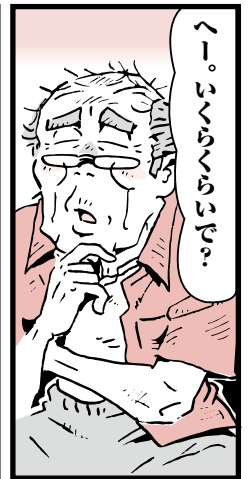
### ポイント2

高額な手数料を捻出させるため  
自宅を担保にしたローンを持ちかける

悪質業者は、お年寄りが持っている未公開株をざっと見て、高額で買い取ることが可能と言ってきます。しかし、その未公開株を買い取るには手数料として数百万円が必要と言い



よく忘れるんだよな...



ます。実際にけしかけられる手数料は600〜800万円くらいが中心のようです。しかし、既に未公開株で損失を被ったお年寄りには、支払う余裕がありません。少しでも損失を取り戻したいと心が動きますが、「お金はない」とあきらめようとします。ここで悪質業者は、借踏みをした家を指しながら、「こちらのお家を担保にローンを組まいませんか? 金融機関を紹介しますよ。当社の未公開株買取りで簡単に返済できますよ」と持ちかけます。

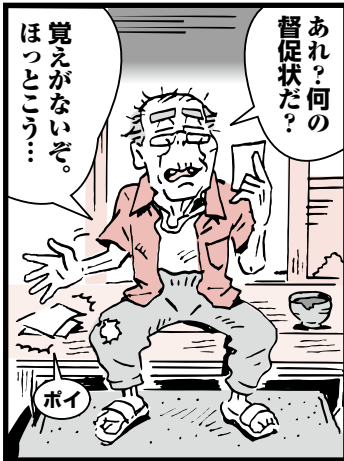
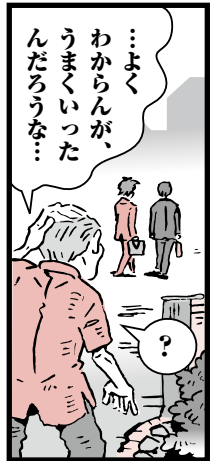
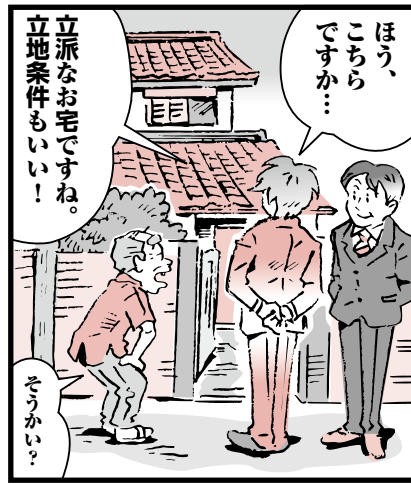
あれよあれよという間に、段取りよく金融業者が携帯電話で呼び出され、その場でお年寄りはローンを組まされてしまいます。ローンを組んだ後、お金はお年寄りに渡ることなく、現金で直接悪質業者へ手渡されてしまいます。

**ポイント3**  
**被害はお金だけにとどまらず家を失う生活保護を受けることになる場合も**

金融業者から借りたお金が証券会社を装った悪質業者に渡った後、その業者がお年寄りから未公開株を買取るとはもちろんありません。そして、だんだんと連絡も取れなくなっていくます。一方で手数料を捻出するためにローンを組んでしまった被害者は、金融業者への返済ができず、最後には担保とした家を差し押さえられてしまいます。

中には家を追い出され、住むところがなく、賃貸アパートに入居するというケースもあります。判断力が低下していると、この期に及んでも騙されていることに気付かない場合があります。最終的には、生活保護を受けることにもなりかねません。

今回のケースは、金融庁へ登録していない業者による未公開株買取りの不履行という詐



この物語はフィクションです

欺です。判断力が低下している高齢者に、株の買取りを信じさせて、買取り手数料捻出のためのローンを組ませ、返済ができなければ金融業者が自宅を差し押さえるといった、高齢者にとっては深刻な事例です。買取業者と金融業者が共謀している可能性もあります。株式などの金融取引を行うには金融庁への登録が必要です。マンガで最初に現れた、証券会社員を装った怪しい人物から話しかけられたら、正式に登録された業者かどうかを必ず調べる必要があります。

また、相談できる兄弟、親戚、知人などが近くにいれば防げる可能性があります。高齢者がこのような悪質な被害に遭わないよう、周囲の見守りが大切です。

【詳しい情報やご相談】

今回ご紹介した案件は最近急増しているケースのため、情報がなかなかまとまっていないのが現状です。

お心当たりがある場合やご心配の方は、全国の消費生活センター相談窓口や、都道府県の各弁護士会窓口までご相談ください。